

はじめに

東北アジアの平和というテーマは、報告者にとってはもっともチャレンジングなテーマの一つである。その最大の理由は、一平和学徒として、平和の定義が一様ではないことを十分認識しているからに他ならない。時代、地域、アイデンティファイする社会単位によって内実が異なる。さらに、分析の視座、語弊を懼れずに換言すれば、細分化された学問の分野によってもそれぞれ異なる定義がなされていると表現できよう。

もし平和が、Jedeo-christianity の流れで連綿として受け継がれてきた、神の意志の実現（＝正義）ということになれば、戦争こそ平和ですらある。それを古臭いと言って片づけるわけにはいかない。近年の民衆の意志としての特定の社会制度の実現に名を借りた武力紛争は、この語句の「民衆」が「神」に取って代っただけである。

重点が置かれた意味	神徳 正義	繁栄	秩序	心の静穏
文化				
古代ユダヤ教	shalom, シヤーローム			
ギリシア		εἰρήνη		
ローマ			pax	
中国(日本)			和平、平和	
インド				santi シヤーンティ

Emphasis Culture	The will of God, Justice	Prosperity	Order	Tranquility of mind
Ancient Judaism	shalom			
Greece		eirene		
Rome			Pax	
China (Japan)			ho p'ing or p'ing ho (heiwa)	
India				santi

石田雄「平和の政治学」（岩波書店、1988年）35頁 <旧版岩波新書青677>

शान्ति Ishida, T., "Beyond the traditional concept of peace in different cultures," *Journal of Peace Research*, 6(1969), pp.133-145.

民主主義国家は民主主義の名のもとに積極的に武力を行使する事実を、この間、目の当たりにしてきたであろう。民主主義国家は戦争をしないという命題は、崩れ去って久しい。その結果、当該国家以外の組織が選挙管理にあたり（国際選挙監視団）、西欧流議会制民主主義の擬態を取らざるを得なくなった国家どうしの武力紛争すら頻発している。すなわち、「民主主義国家」どうしも戦争を遂行する。

戦争ばかりではなく、1968年にインドの Sugata Dasgupta によって世に問われた peacelessness 概念の出現以来、平和研究者の地平は、貧困、人権の抑圧、社会正義の実現、環境問題などにまで、拡大した⁽¹⁾。現在では、戦略研究者（戦争学研究者）の間からも、戦略研究はこうした分野で平和学に大きく水をあげられたとしながらも、平和学の戦争研究は一体どこに行ったのだという声さえ聞かれる⁽²⁾。1969年に、peacelessness 現象の要因を structural violence と名付けたノルウェーの Johan Galtung は、その後、構造的暴力を正当化し、直接的暴力を放置する役割を果たす cultural violence というそれぞれの文化に潜む暴力性を取り除くことに主張の焦点を移行する⁽³⁾。国連は UNESCO などを中心に、この主張を受け容れているが、たとえば、文化・社会人類学者たちは、未だに戦争が「共同

体」の内部に不可欠の要素として潜んでいるのか否かについての実証研究に明け暮れている⁽⁴⁾。生物学は、早くにこの問題に決着をつけ、人間個人の闘争本能と戦争とは無関係であることを宣言した⁽⁵⁾。

このように平和を取り上げただけでも、その定義からして一筋縄ではいかない。その核心の一つに人権の問題があるが、平和に、さらに人権を加えて論ずることは至難の業である。地域研究の立場からすれば、つい先ごろの冷戦の終焉前後に、東アジア（東北・東南両アジア）では、「欧米流国際基準」の人権に対して、Asian value が盛んに主張されたことは、まだ記憶の片隅に残っていよう⁽⁶⁾。議論の重要な論者の一人であったシンガポールの李光耀（1923-; Lee Kuan Yew）は、天安門事件を「私も同じことをしたであろう」と是認すらして、孤立無援であった中国共産党中央を支援した。

この地域にあって、平和を論ずるのは、このように他の地域にはない困難を伴う。ここでは、世界の潮流にこの地域を落とし込んで、その間のギャップから生ずる問題点に絞り込んで論ずることを心掛けたい。

軍事力では安全保障をできない時代へ

戦争への認識の変遷

まず、平和が戦争のない状態と定義された時代の認識から世界の潮流と東北アジアの現実に接近してみよう。

近年の世界は、神の意志の実現であれ、社会制度の接ぎ木であれ、その具体的表現は、軍事力の行使として立ち現れたことを目撃した。数理心理学、一般システム理論、数理生物学、ゲーム理論、意味論などの分野と同様に現代平和学においてもその先駆者のひとりとされる Anatol Rapoport（1911-2007）は、世界の平和研究者を対象にしたセミナーで戦争に関して次のような見方を披露している。

古代以来の戦争の見方

- a 名声と栄光を求める冒険
- b 神を冒瀆する国家への神罰
- c 本質的に政治的行為
- d 特定の社会的利害に役立つ手段
- e 地震や疫病のような自然の大災害になぞらえる

こうして列挙した上で、a と b とはすでに過去のものであるとした⁽⁷⁾。その上で、数年後に出版された *Conflict in Man-made Environments* において、核の手詰まり状態に陥った世界にあって von Clausewitz 流の「他の手段をもってする政治の延長」という考え方の復活を懸念しながら、この考え方を否定し、人類には阻止できないという諦念に満ちた大災害説にも異を唱えた。その結果、戦争を戦争生産機構による「組織的犯罪」と再

定義している。医学のアナロジーを用いて、戦争生産機構の絶滅のための制度設計を提唱した⁽⁸⁾。

抑止力・勢力均衡政策と軍拡競争の罠

人類が歴史の中で実際に意識的に採用してきた戦争を阻止するための制度は、ラパポートが構想していたものとは、大きく異なる。代表的なものに絞れば、おそらく、勢力均衡政策、集団的安全保障政策、協調的安全保障政策の3類型であろう。このうち勢力均衡政策が際限のない軍拡競争を生み、高い確率で、逆に、戦争を誘発する仕組みであることは、古くは Lewis F. Richardson (1881-1953) による Richardson Formula を嚆矢として実証されて久しい⁽⁹⁾。

Kenneth Ewart Boulding (1910-1993) が、すでに半世紀以前の 1962 年に『紛争の一般理論』の中でモデル化した勢力均衡に基づく軍拡競争を冷戦時代に当てはめて究極の姿を描くと世界には一国として他国の軍事力によって侵されない国は存在しないことになる⁽¹⁰⁾。

軍拡競争から戦争へ(大国間)

1816～1965年 150年間の実証データ

	軍拡競争	軍拡競争なし
戦争に至った	23 (82%)	3 (4%)
戦争に至らなかった	5 (18%)	68 (96%)

Michael D. Wallace, “Arms Race and Escalation,” *Journal of Conflict Resolution*, 23(1), 15.

「抑止力を備えるから日本は戦争に巻き込まれない」と一国の政治的責任者が発言すれば、その時点で抑止力は効果を失う。「間髪入れずに反撃して本格的戦争に巻き込む」と言えば抑止力は効果を持つ。しかし、そもそも抑止論は、抑止が破れて攻撃を受けたときのことを想定して反撃力を準備すること自体論理矛盾だと言わなければならない。抑止論のために保有する軍備は抑止が破れることを前提にしているからだ。核抑止論も、「第一撃」、「第二撃」という言葉が象徴するように、抑止が破れる前提で「第二撃」が準備されている。

日本は、日米安保条約が締結されて以来、いくら核兵器の廃絶を唱えても、自らが核の傘のもとにあることは否めない。集団的自衛権を行使しようとなれば、その支援を展開することになる。しかも、日本は、日本国憲法第 76 条第 2 項において特別裁判所の設置が禁じられているため、軍法会議はない。日本軍ではなく自衛隊を保有しているので、軍事司法制度が確立されていない。集団的自衛権の行使として自衛隊が派遣されれば、外交官と同じく免

責特権が付与される。帰国しても軍法がないので、派遣自衛官の犯罪を裁く場がない。自衛隊法に罰則規定（118-126条）はあるが、その対象は、守秘義務、職務専念義務、私企業からの隔離などである。それだけでなくとも選挙で選ばれた民主主義国家の政権が各種の世論調査結果の多数派の意志に反する決定を対内的・対外的にもなしてゆく姿には、到底、民主主義国家を標榜する資格のないことは明白である。

集団的安全保障政策

勢力均衡政策が世界大で展開されたのはたかだか 20 世紀の米ソ冷戦時代である。それ以前は、西欧の宗主国間の勢力均衡政策が植民地に波及して世界大に敷衍されたに過ぎない。しかも、前者は、元来、勢力均衡政策の欠点を乗り越えるために考案された巨大な地域的集団的安全保障機構が同盟として相対立して、勢力均衡政策に回帰してしまった結果であった。冷戦が、集団的安全保障政策をベースにしなから、勢力均衡論の亜流である相互核抑止体制に堕してしまったことは、先述した Anatol Rapoport がゲーム理論の中の囚人のディレンマと chicken を駆使して分析したとおりである。また、1980 年代に *Tit-for-Tat* で提唱したように、ディレンマから抜け出す道は協調的行動しかない。集団的安全保障政策も、集団的安全保障体制を採る参加国内部での抑止力に期待した点ではメカニズムの本質は勢力均衡政策と何らかわるところはない。しかも、Boulding のモデルに従えば、集団的安全保障政策のもっとも重要な鉄則である政策体制内における抑止力については、二超大国に関する限り、他の加盟国がすべて合したとしても抑止力は生まれない。

集団的安全保障が地域的取極めではなく、世界大で意志的に実施されたのは、国際連盟と国際連合である。前者は、多くの制度的欠陥と日本・ドイツ・イタリアなどの後発帝国主義勢力の軍事力による現状変更をおさえることができずに、自壊に近い形で当初の目的を果たすことなく消滅した。後者は、前者の制度的欠陥を相当改善して出発したが、今なお設立時の目標を達しているとはいいがたい。それでも、今や、国際連合の存在抜きには国際社会を語れない非国家アクターとして定着したことは間違いない。

協調的安全保障政策

協調的安全保障政策の実施は、1975 年のヘルシンキ・プロセス（全欧安保協力会議 *Conference on Security and Cooperation in Europe*）に端を発する。アルバニアを除く欧州 35 か国の間で、安全保障に関しては、信頼醸成措置（CBM）に基礎を置く国際体制が構築され、のちに、恒久的な制度化がなされた（OSCE： *Organization for Security and Cooperation in Europe*）。マルタ会談（1989 年 12 月 2 日から 12 月 3 日）に先立つこと 14 年である。ラパポートの言う *Tit-for-Tat* のごとく相互に言動において常に協調解を追及し積み重ねていくことがますます安全保障を強化していく。膨大な予算と時間、人材を投じて、巨大な軍事力を構築することでは、決して安全は強化されないことを理解しなければ

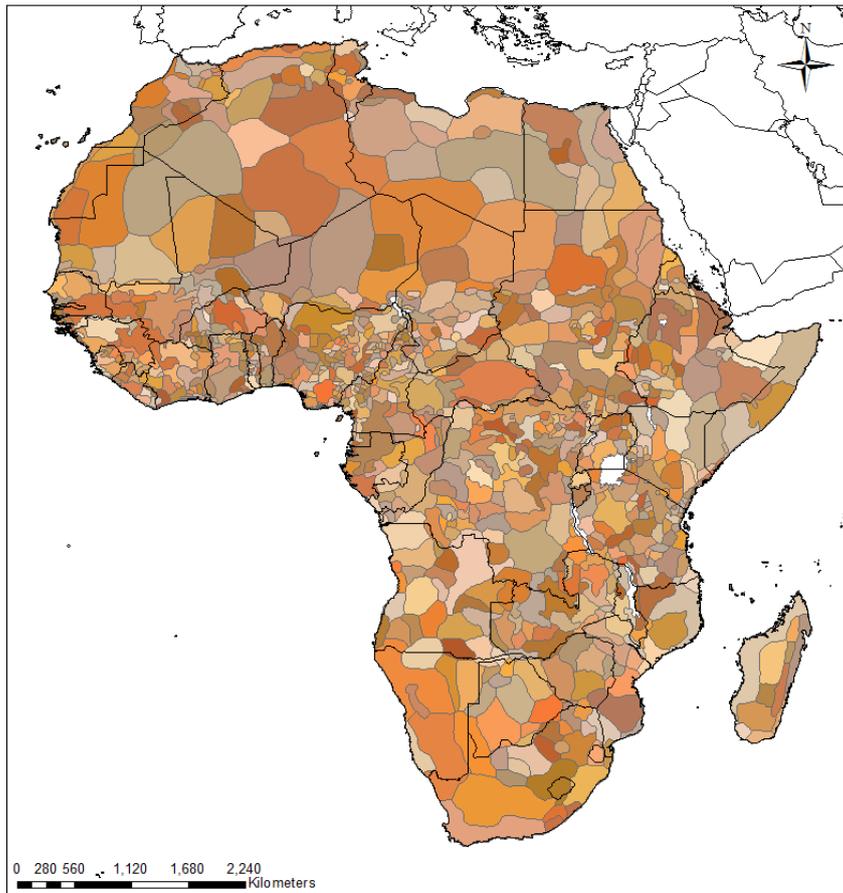
なるまい。

地域における経験の記憶

ここで留意しなければならない点は、こうした実例は国際社会において未だに欧州にしかないという点と、欧州は、まったくの白紙から CSCE に臨んだのではないという点とであろう。後者に関しては、すでに EU の前身である EEC や、軍事分野では NATO、WTO などが存在し、非国家レベルでも、多くの地方自治体間のチャンネルや、広く市民社会における NGO 間の交流などがネットワーク化されていたし、衛星放送の出現は情報の共有に貢献し、実態とイメージの乖離度が低く、多様で多層的なプロト制度化現象が信頼醸成措置 (CBM) の誕生の素地を形成して下支えしていた。非国家からなる国際組織も含めて国際社会での集団形成は、その原点を探ると、情動的 (感情的)、機能的 (経済的)、規範的 (社会正義的) に大別される。昨今のウクライナ問題では、ウクライナは、機能的アイデンティティを選択し、親ロシア派は、情動的アイデンティティに基づく選択をしていることがわかる。ヘルシンキ・プロセスでは、人権のバスケットが用意され、安全保障のパッケージに初めて越えがたい溝を超えて正義へのアイデンティティが追及されたことが今になってみると認識できる。しかし、そこには普遍性の追求を掲げながらも西欧的限界が存在したことは否めない。

欧州以外の地域に目をやった場合、欧州に匹敵する類似のシステムを見出すのは現段階ではなかなか困難である。1963 年に当時のカサブランカ派とブラザビル・モンロビア派の妥協の産物として設立された OAU (Organisation for African Unity) が、2002 年 7 月に発展改組されて誕生した AU (African Union) は、欧州とくらべると、将来の政治的・経済的統合を掲げながら跛行的な展開が目につく。しかし、アフリカ大陸に巨大な植民地を擁していたフランスが、旧植民地統治の継続的支配の延長の便宜上、アフリカ・マダガスカル連合⁽¹¹⁾を設置していたことは、ともすれば、国家下位集団を主体とする紛争が頻発するアフリカにあって、同じアンブレラの下での行動経験共有は、歴史的な善悪の評価をおくとすれば、「統合」のモメンタムを微小であっても強化したであろう。

Murdock's Ethnic map of Africa



Originally the mono tone version of this map from George Peter Murdock, *Africa: its peoples and their culture history*, New York, McGraw-Hill, 1959 in the pocket of the back cover of the book. This particular one has been downloaded from: <<http://filipspagnoli.files.wordpress.com/2011/12/1959-ethnic-homeland-map-from-ethnolinguist-george-peter-murdock.png>>

むしろ、東アジアにあって注目すべきは、東アジアの南半分を形成する東南アジア諸国連合（ASEAN）の動向であろう。東南アジアでは、多くの統合構想が浮かんで消える歴史を繰り返してきた事実がある。マフィリンド構想（マレーシア、フィリピン、インドネシア）などはその典型であろう。冷戦期には、1954年に、アメリカのイニシアティブで反共軍事同盟である東南アジア条約機構（SEATO）が設置された。Dwight D. Eisenhower（1890-1969）米国大統領の「東南アジア全般とくにベトナム、ラオス、カンボジアの自由主義世界に対する共産主義者の侵略を一つの同盟によって封じ込める」戦略を John Foster Dulles（1888-1959）国務長官が軍事同盟として具現化したものである。署名国は、フランス、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイであった。アメリカは、これら署名国のいずれに対する侵略にも「共通の危機と

して対処する」ことを誓約した。これとは別に成立した議定書（protocol）では、ラオス、カンボジア、ベトナム国家の管轄下にある自由領土（the free territory under the jurisdiction of the State of Vietnam）は、SEATO の条文適用地域として明文化された。NATO が、その第 5 条において「締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意（し）締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、（略）個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の使用を含む）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執るることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」（¹²）と定め、即時自動的相互防衛義務と武力の行使を定めたのに比べれば、SEATO は、署名国、議定書参加国への侵略に対してはいかなる共同行動をとるにしてもその前に協議することを定めた点では、軍事同盟としてはやや拘束力も即効性も低い。しかし、これが、主にベトナム戦争介入に対するアメリカの法的根拠を提供し続けたのは事実である。SEATO は承知の通り、1975 年にいわゆるインドシナ紛争が一段落したのちに、1977 年 6 月 30 日に失効した。それでも、同床異夢であったかどうかは別にして、タイ、フィリピンや、ベトナム、ラオス、カンボジアの一部が、一つの軍事同盟下で 20 数年にわたり同盟国であった事実は大きい。

1967 年の「バンコク宣言」によって当初タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの 5 か国から出発した東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South - East Asian Nations）は、1984 年にブルネイ・ダルッサラムが独立とともに加盟し、のちにいわゆるインドシナ社会主義圏と言われるベトナム（1995 年）、ラオス、ミャンマー（1997 年）、カンボジア（1999 年）が順次加盟し、現在は 10 か国で構成される。総人口は 6 億人を超え、AU の 8 億人には及ばないものの、EU の 5 億人をはるかにしのいでいる。

ASEAN の前身は、1961 年にタイ、フィリピン、マラヤ連邦（現マレーシア）の三か国が結成した東南アジア連合（Association of Southeast Asia, ASA）とされる。当時、インドシナ紛争への介入の理論的支柱となったドミノ理論に基づいて、社会主義の波及を恐れたアメリカが支援して、この ASA を発展的に解消する形で東南アジア諸国連合が設立された。したがって、原加盟五か国はいずれも反共主義を掲げる国ぐにであった。なお、バンコク宣言と一般的に称される設立宣言は、参加各国の外務大臣の共同宣言である。その後も長い間、首脳による会議は開かれず、定期化もなされなかった（¹³）。

ASEAN がかつての「仮想敵」とされる東南アジア社会主義圏の国ぐにを取り込んでいく様子は、EU が旧東ヨーロッパ諸国を取り込んでいく様に似ている。武力によって加盟国を増加させたのではなく、交渉＝外交によって、取り込んでいった。両者の最大の類似点は、新規加盟国の多くが、階級の利益を代表する一党独裁を基盤にした社会主義諸国から多党

制へ移行した諸国であるか、なお社会主義を標榜しつつ市場経済を導入した諸国であった点にある。前者は、おおむねヨーロッパであり、後者は、おおむね東南アジアであるのは言うまでもない。ところが、この類似点の中の「些細な」相違点が、EUとASEANとの「統合」への進展の相違を際立たせている。ASEANはバンコク宣言で発足したことはすでに述べたが、その後のASEANの運営を切り盛りしてきたのは、やはり、数々の外務担当大臣の会合や、財政・経済担当大臣の会合などで、その都度決議された「宣言」であった。

ASEANでは1967年の設立から約10年を経た1976年に最初の首脳会議がもたれた。1997年の第2回非公式首脳会議（クラルンプール）では、2020年までにASEANは、ASEAN共同体（ASEAN Community）となることを想定したASEAN Vision 2020を採択する。2007年の第12回首脳会議（セブ）では、これを5年前倒しして2015年に共同体となることが決定された。この基礎となるASEAN憲章が、賢人会議（Eminent Persons Group）の手によって起草され、同年（2007年）の第13回首脳会議（シンガポール）で採択・署名される。この草案の検討段階でいくつか注目すべき点があった。ASEANは、それまで決定はコンセンサス方式、外交政策として徹底した内政不干渉主義を貫いてきた。コンセンサス方式は、裏を返せば、すべての国が拒否権を有することに等しい。内政不干渉主義は、かつて、マルコス（Ferdinand Edralin Marcos, 1917- 1989）政権（1965-1986）、スハルト（Soeharto, Haji Muhammad Soeharto, 1921 - 2008）政権（1967年大統領代行、第2代大統領（1968- 1998）、タクシン（Thaksin Shinawatra, 1949 - , 邱達新）政権（2001- 2006）が崩壊するときに周辺国は助船ひとつ出さずに見事に見捨てたことに良く表れている。ただし、この時点で暗黙の裡に討議の対象となったのは、ミャンマーの人権抑圧の不評判をASEAN全体で受け止めることになりかねない事態への対応であった。草案では、内政不干渉主義を一步踏み出す人権侵害に対する制裁条項が盛り込まれていたが⁽¹⁴⁾、首脳会議での討議の結果、コンセンサス方式ともども内政不干渉政策もそのまま残ることになった。2012年11月に、第21回ASEAN首脳会議（プノンペン）は、ASEAN HUMAN RIGHTS DECLARATIONを採択した。ここには違反に対する罰則条項などは見当たらず、単に宣言的効果を意図したにとどまっている⁽¹⁵⁾。コンセンサス方式に関しては、コンセンサス方式で結着がつかない場合には、実質的に首脳会議の多数決に委ねられる決定がなされた⁽¹⁶⁾。この憲章の骨子は、ASEAN共同体は、安全保障共同体（ASEAN Political-Security Community）、経済共同体（ASEAN Economic Community）、社会・文化共同体ASEAN（Socio-Cultural Community）の「3本柱」からなる共同体で構成される点にある。討議の途上に「ASEANは政治共同体を目指すものではない」という趣旨の発言も出ている。先述したEUとの「些細な」相違は、このような点に現れたと言えよう。

ひるがえって、東北アジアはどうだろうか。東北アジアにロシア極東を含めるか否かは大きな問題であるが、それを一端おくとすれば、南北両朝鮮、中国、台湾、日本、モンゴルのたかだか6か国からなる。ここには、冷戦が終焉しても、なお、中国-台湾、北朝鮮

一韓国という分断国家が存在する。6カ国のうち4カ国は分断国家である。中国の一国二制を尊重するならば、これに、香港、澳門の2地域を加えなければなるまい。こうした諸点を考慮に入れると、東アジア共同体であれ、東北アジア共同体であれ、その実現に至る道程は極めて厳しいと言わざるを得ない。EUが設立された時点で、国家上位行為体が誕生したために、それまでの分離独立主義運動が一時的に説得力を低下させたのは周知の事実であろう。

多くのポイントの中から二点選び出して検討してみよう。一つは、規模の問題であり、もうひとつは、EU、ASEANに見られた歴史的経緯、あるいは、地域の経験共有と言い換えてもよい。規模の問題から考察すると、すでに述べたように、EUは5億人、ASEANは6億人である。世界最大規模の地域組織AUでも8億人に過ぎない。ところが、東北アジアにあっては、公表数字を用いても中国一国ですでに13億人を超える。中国研究者でこの数字を信ずる者はまずいないだろう。黒孩子や盲民を加えて、2000年度で15億人、2010年度で17億人という数字が流布されている。漢族が最大の民族集団であることはいまでもない。総人口の92%を占める。残りの8%を、その他の55の少数民族がわけている。かりに総人口を13億人としても、漢族以外の人口だけでも1億を超える。多民族国家であってもインドのようにどの一つの民族をとっても50%には至らないような構造とは全く異なる。中国の民族分類は、中国政府が実施する「民族識別工作」によって決定される。かつての社会主義ロシアのような自己申告制ではない。そのため、各少数民族は自己認識とは異なる集合に分類されることもしばしば起こりうるという。また、「未識別民族」も存在している。

こうした集合体が。一つの主権国家であるという事実自体、現代国際社会においては奇跡に近い。規模からいえば、一つの小世界・小宇宙を構成している。しかも、92%を占める漢族の内実は、言語ひとつをとっても、その地域的相違は方言の域を超えていると言わざるを得ない。法の支配が貫徹しているか否か、人権が擁護されているか否かは別にすれば、東北アジアにはその規模からみても、EU総人口の3倍を超える「統合体」がすでに存在していると言っても差し支えなかろう。ではなぜ、CLMVと称されるインドシナ社会主義圏諸国はこぞってASEAN加盟を選択し、中国との同盟ないしは共同体創設を選択しなかったのだろうか。ベトナムには、中越紛争であれほど多くのボートピープルが出国したにもかかわらず未だに約130万人の華人が在住して流通などで大きな力を持っている。ラオス・カンボジアでも総人口の1%を超える華人の居住がみとめられる。GMS構想の進展によって、ラオスではその数は急激な増加傾向にすらある。ミャンマーでも、国民党の残党や雲南からの新規の労働者移民などを除いても、古くから土着してミャンマー中央政府からコーカン族（果敢族）として認定され、シャン州北部の雲南省との国境地帯に「コーカン地区」を形成している人びとがいる。ヤンゴンなど都市部には、110万人の華人がおり、人口の3%を構成している。ネ・ウィン（Ne Win、1911 - 2002）が華人系であったの

は有名な話である。CLMV 以外にも ASEAN 諸国では、インドネシア（総人口の 4%）、タイ（12%）にそれぞれ 700 万人以上が居住し、インドネシアでは経済の根幹を握ると言われ、タイでは、タークシン王朝の王室がそもそも華人系であり、タクシン、インラック（Yingluck Shinawatra、1967）のチナワット兄妹も華人系である。マレーシア（23%）の 650 万人はしばしば民族対立の種となり、シンガポール（74%）では 370 万人の華人が圧倒的多数派を形成し、フィリピン（2%）に 120 万人居住する華人は、多くは明・清時代からの古い華人で、現地化が進んでいるが、現在でも中国語を話し、習慣を残している者が 60 万人から 100 万人程度いると推定されている。大地主のアキノ家も華人系に他ならない。日本や欧米も含め一度形成されたチャイナタウンが消滅したのは朴正熙時代の韓国のみである。もう一度問い直すと、ではなぜ、CLMV と称されるインドシナ社会主義圏諸国を含めて、これだけ繋がり深い東南アジア諸国はこぞって ASEAN 加盟を選択し、中国との同盟ないしは共同体創設を選択しなかったのだろうか。従来からの ASEAN 諸国が中国を警戒するのは、元来、ASEANN が、アメリカの封じ込め政策の一環としての根っこ引きずっていることは疑いなく大きな理由の一つであることから理解できる。しかし、冷戦が終焉して久しい今日、たとえば、新疆・ウイグル、チベットなどの現状や、海洋法に基づく領有を主張すると「小国が大国に対して何を言うか」と発言する国と進んで行動を共にする国などあろうはずがない⁽¹⁷⁾。事実、折角、沿岸型海軍から海洋型海軍に作りかえた中国海軍の寄港地を進んで提供するの、ミャンマー、パキスタン、ケニア（おそらく近い将来）くらいであろう。

漢民族の世界分布

	漢民族人口	漢民族人口割合
 中華人民共和国(中国大陸)	1,349,585,838	91.6%
 香港: 香港島、九龍半島、新界、他	7,182,724	93.6%
 マカオ: マカオ半島、タイパ島、コタイ、コロアネ島、他	433,641	94%
中華人民共和国		
実効支配地域		
	内モンゴル	79%
	重慶	74%
主な 中華民族 居住地	雲南	67%
(漢民族 人口割合%)	寧夏	65%
	広西	62%
	貴州	62%

		青海	55%
		ウイグル	41%
		チベット	7%
	中華民国 : 台湾本島 、 澎湖 、 金門 、 馬祖 、他	23,299,716	98%
中華民國		南投	95%
実効支配地域	主な 原住民 居住地 (漢民族人口割合%)	屏東	94%
		花蓮	73%
		台東	66%
	シンガポール	3,684,936	74%
少数者として			
	インドネシア	7,566,200	4%
	タイ	7,053,240	12%
	マレーシア	6,590,500	23%
	アメリカ	3,376,031	1.2%
	カナダ	1,612,173	4%
	ペルー	1,300,000	1%
	ベトナム	1,263,570	3%
	フィリピン	1,146,250	2%
	ミャンマー	1,101,314	3%
	ロシア	998,000	0.5%
	オーストラリア	614,694	2.9%
	日本	519,561	0.5%
	イギリス	500,000	0.8%
	カンボジア	343,855	1.2%
	フランス	230,515	0.5%
	インド	189,470	0.01%
	ラオス	185,765	1%
	ブラジル	151,649	0.1%
	イタリア	145,000	0.01%
	オランダ	144,928	0.01%
	韓国	137,790	0.01%

 ニュージーランド	147,570	3.5%
 パナマ	135,000	0.01%
 南アフリカ共和国		0.2%
 ブルネイ		15%
 スペイン		0.01%

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%BC%A2%E6%B0%91%E6%97%8F>> 「漢民族の人口」と <
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%AD%E8%8F%AF%E5%9C%8F>> 「漢民族の地区」とをも
とに若干修正して報告者が作成した。

それでは、第二の視点からはどうだろうか。一体の組織体となった記憶は、八紘一宇、五族協和の掛け声のもとで日本帝国主義のむき出しの軍事力が支配したおぞましい記憶が最も新しい。それ以前は、中国を世界の中心（中華）とし、周辺を化外の地、禽獣、四夷（東夷：貉の同類・西戎：羊の同類・南蛮：虫の同類・北狄：犬の同類）とする華夷秩序である。『山海経』や唐宋八大家の一人で東坡肉にまで名を残した蘇軾の『王者不治夷狄論』を読めば、その化外の地に対する差別観のすさまじさが理解できる。

大東亜共栄圏が主に日本帝国主義の軍事力を駆使した統合体化で、華夷秩序は東北アジアの文化センターであった中華帝国の文化力を骨格とした国際体系化であったという考え方には一理ある。華夷秩序が一定の洗練された「帝国体系」として立ち現れた唐時代に、遠方であるがゆえに「二十年一來」（20年に一度の朝貢）でよいという特別の許しが出された後も、日本はそれを上回るインターバルで遣唐使を送り続けた。シルクロード貿易等を通じてもたらされた世界情勢についての情報収集、中国の擁する先進技術の移転、仏典の収集が主な目的であった。日本の隋唐の文物に対する執着ぶりは、遣唐使一行が唐の皇帝から下賜された宝物を即座に市で換金して書物を買求めたという逸話になって残されている。そうした側面だけを強調すれば、たしかに、礼教文化を基礎として天子を頂点とする王道政治を展開する国家体制が認識しうる限りの世界において最上のもので、天子は天命を帯びて、近隣の諸民族を教化する使命を帯びていた。現代風に言えば、ソフトパワー、まごうかたなき文化力による支配であったかに見える。しかし、この華夷秩序の維持にあたって、その本質にあったシステムを探求していくとやや異なる結論を得る。華夷秩序という思想を具現化し維持していたのは、冊封体制、地域によっては羈縻政策であった。これに反して征伐に対する征伐は、それ自体王朝の衰退につながるケースすらあったことを思えば、強固で規模の大きい軍事政策によって具現化・維持された秩序であった。日本は長期に亘って遣唐使が朝貢使であることを認めるのを拒否し続けたが、朝鮮を巡る支配関係の展開（白村江の戦）を通じて最終的には事実上認めざるを得なくなったが、日本の天皇が冊封を受けた事実はない。のちに欧米諸国との関係において通

商使という言葉が登場するが、東アジア地域に通信使の伝統を定着させた事実は大きいと言わざるを得ない。

日本は、菅原道真の建言によって、遣唐使の派遣を廃止するが、その中の一項に、もはや唐から学ぶべきものはなくなったという趣旨の文章がある。裏を返せば、日本は唐から学び続けたのであった。唐は、律令に関連する文書の持ち出しを禁じた。しかし、当時の唐の役人のお目こぼしによって、遣唐使はそれを持ち帰った。それが、日本の古代・中世の国家の礎を築いた。資源よりも、技術よりも、社会運営において重要なのは、制度である。今でこそ、世界は、欧米流の特許制度や著作権を世界規範として受容しているが、毛沢東の「知識は人民のもの」という言葉はおくとしても、中国は数世紀に亘って「無料」で東アジア地域に先端技術はおろか社会制度規範を提供し続けたのである。現代世界における「民主化」が、往々にして膨大な軍事費と多くの市民の犠牲を要して移行定着されているのとは大きな懸隔を感じざるを得ない。相互依存の現代になって中国のコピー商品は世界の批判的になっているが、元来、中国は、数世紀に亘って著作権も特許料も請求せずに周辺諸国を潤してきたのである。

冊封体制研究の第一人者と目された西嶋定生は、華夷秩序の頂点にあった皇帝の一つ一つの冊封行為の蓄積によって生み出された東アジアの国際秩序に関して、「冊封体制」という概念を提示し、「東アジア世界」という範囲で「完結した世界」の存在を提唱する⁽¹⁸⁾。そこに共通する要素は、漢字、儒教、仏教、律令制であるとした。とりわけ、言語の語族区分を超えて流通した漢字は重要で、この地域を漢字文化圏と呼ぶことができる。現在の領土区分で言えば、ほぼ、中国、朝鮮半島、日本、ベトナムに他ならない。

華夏以来の伝統とされる華夷秩序も無論平坦な道を歩んで清末に至ったわけではない。とりわけ、漢族以外の四夷出身の王朝が中国を支配した時代には、事大主義を生んだ朝鮮半島では、議論が沸騰した。たとえば、女真・契丹から起こった清は李氏朝鮮にとって、夷狄に朝貢することになり、とうてい受け入れがたい。むしろ、大中華を支えてきた小中華である朝鮮こそ唯一正統な中華文明の継承者でなければならないと認識する。清に先立つ元や金の時代にも同様の反応が見られたが、軍事力を伴う現実とのギャップから、実際の対外政策では、認識上の問題にとどまったのは言うまでもない。

清王朝の出現は、朝鮮半島ばかりではなく、日本にも影響を与えた。朱子学者林羅山、その弟子である山鹿素行らは、日本こそ中華であるという説を唱えた。その後、大日本史編纂のために徳川光圀が江戸駒込水戸藩別邸内に設置した史局（のちの小石川彰考館）に羅山の門下生が多く来仕したために水戸学にも影響を与え、藤田東湖の尊王攘夷論とも結びつき、下っては、軍部が太平洋戦争中に天皇を現人神とし、神州（中華正統王朝）不滅を唱えたのも、その淵源は、朱子学に基づく中華思想にあったという。この推測が正しい

とすれば、中国は自ら敷衍した思想によって侵略を受けたことになる。後発帝国主義国の「遅れた」植民地争奪は、東アジア特有の秩序思考を併せ持っていたことになろう。

要すれば、東アジア諸国が、表面的にはむき出しの軍事力であれ文化力であれ、一つの体系的秩序思考を共有したのは、上に簡略に述べた大東亜共栄圏と華夷秩序のみであった。EU はいうに及ばず、半ば人為的な区界である東南アジア=ASEAN にも、「ともに一つ屋根の下で過ごした」実感に基づく経験の上で劣ることは歴然としている。しかも、前章との関連で見れば、EU は協調的安全保障政策を定着させて久しい。ASEAN も協調的安全保障政策への第一歩を踏み出したと言って差し支えなからう。では、東北アジアはどうだろうか。幸か不幸か、東北アジア地域には NATO にも WATO にも相当する集団的安全保障機構は存在しなかった。冷戦中にアメリカは、世界中に、NATO を筆頭に、ANZUS、SEATO、CENTO と次つぎに地域的集団安全保障体制を構築した。しかし、東北アジアにあっては、徹底した Hub-and-spoke 形式を貫いた。アメリカが、Hub となり、日本、韓国、台湾、さらには、タイ、フィリピンなどとバイラテラルな条約を締結して、各国を Spoke の先端においた。その結果、冷戦終焉後に東北アジア地域に残されたのは、18 世紀 19 世紀ばりの勢力均衡政策体系であった。勢力均衡政策を採用した場合の原則通りに東北アジア地域は軍拡レースの陥穽にはまった。1982 年に、鄧小平 (Deng Xiaoping、1904-1997) の意向を受けて、秘密裡に開催された国防関係者の会議において、当時の中国人民解放軍海軍司令員 (司令官) 劉華清 (Liú Huáqīng、1916-2011) が中心となって中国人民解放軍海軍近代化計画をまとめ上げた。淵源をたどれば 1956 年に毛沢東自ら海軍艦船に乗り込み、海軍力の貧弱さを体感して、中国人民解放軍海軍の強化増強を指示したことに遡る。劉華清の近代化計画は、当初、2010 年までに中国近海の制海権の確保、2020 年までに航空母艦の建造、2040 年までにアメリカ海軍と同等となり世界の七つの海に五星紅旗をたなびかせる、という形で断片的に伝わってきた。あくまで人民解放軍内部の国防方針であって、公式に対外的にアナウンスされた方針ではないからに他ならない。第一列島線、第二列島線などの装備にとどまらない具体的な戦略目標は、折に触れて明らかになってきた。1982 年に決定されたタイム・スケジュールは、次のようにその輪郭が認識されている。1982-2000 年「再建期」中国沿岸海域の完全な防備態勢を整備 ほぼ達成済み、2000-2010 年「躍進前期」第一列島線内部 (近海) の制海権確保。2010-2020 年「躍進後期」第二列島線内部の制海権確保。航空母艦建造、2020-2040 年「完成期」アメリカ海軍による太平洋、インド洋の独占的支配を阻止、2040 年 アメリカ海軍と対等な海軍建設。いわば壮大なる海軍軍事力整備の 60 年計画である。その意味で、中国側の行っていることは、相互作用としての軍拡よりも、Dieter Senghaas(1940-)が、軍拡は敵の脅威との相互作用ではなく、国内要因で決定されるとした自閉的軍拡 (autistic model) により近いものがある⁽¹⁹⁾。地域の緊張が高まろうが緩和されようがおかまいなく計画通りに軍拡を継続するので

ある。愚かにも、これに相互作用型の軍拡で応じたのが安倍政権であった。この点で、安倍政権のなし崩し的な平和憲法の解釈改憲に、中国がなした貢献は大きい。

中国側にも、尖閣諸島や南シナ海での領土・領海紛争は、マッチ・ポンプ的な気味がないわけではないが、人民解放軍海軍の増強に、いささかなりとも合理的根拠を与えた。視点を局地的な戦術レベルにまで下げると、おそらく日本国の防衛省内部においてなされているであろう尖閣をめぐる日中対決のシミュレーションでは、現段階では日本の勝ちと出ているであろう。しかし、この優位が今後も継続することはどこにも保障はない。中国は、ロシアからのスホーイ 35 の購入や、それに近い性能とステルス性を持った「殲 16」の開発に成功し実戦配備をした。さらにステルス性の高い次世代機の「殲 20」の開発に着手している。これに対抗する日本側の F35 の配備は、まだ決定的なめどはたっていない⁽²⁰⁾。空戦はかつてゼロ戦が示したように、戦闘機の性能が決定的に勝敗を左右する。戦術家の常として、優位なうちに敵を叩こうとする傾向がある。これも軍拡の罠の一つである。さらに、日本は、早晚、アメリカから対潜水艦レーダーとミサイルのセット購入を迫られるに違いない。

だからと言って、ロシア-北朝鮮-日本-台湾-ベトナムの同盟と、韓国-中国-緬甸-中央アジア諸国の同盟とが対峙する姿は同庄悪夢ですらある。ここ数か月の習近平政権の一連の外交は、中国封じ込めの阻止という観点から、幸いにもこの悪夢を払拭した。

非伝統的安全保障の時代

冷戦の終焉前後から注目されているのは、非伝統的安全保障である。伝統的安全保障とは、一国の領土保全や政治的独立に向けられる他国の軍事的脅威に対して、軍事力で対処することにほかならない。非伝統的安全保障とは、国家以外のアクターも含む国際行為体から与えられる非軍事的脅威に体系的に対処することを言う。非軍事的脅威は、概念の幅が広く、国家以外の行為体が振るう軍事的脅威を含んだり、脅威を与えている主体が特定できないケースを含んだりして論ずる研究者もいる。主に、気候変動（広く環境問題）、越境犯罪（麻薬の輸出入、資金洗浄、地下銀行、海賊行為、衛生基準を無視した食品の輸出、テロリズム、Human Trafficking、それと深くかかわる臓器売買など）、貧困、感染症、大自然災害などが挙げられよう。

	S	O	V	
			tool	verb
伝統的安全保障思考の範疇内の脅威	A 国が	B 国の領土・独立に	国家の軍事的手段で	脅威を与える

伝統的安全保障思考の範疇を超えた脅威	Actor A が	B 国内の特定・不特定の 集団の健全な存続に	非軍事的手段で	脅威を与える
--------------------	-----------	---------------------------	---------	--------

このうち、国家がその能力を以て十全に対処しうるのは、伝染病（人間、動物）に対する水際作戦や、麻薬、現金、人身売買など輸出入の公的網にかかってくるものだけであろう。たとえば、自然災害からの救援・復旧には、その程度の大小によって、NGO を含む国際組織や、地方自治体、NPO などがネットワークや経験を蓄積している。環境問題も淵源に遡って考察すれば、地方自治体や企業がその解決のノウハウを所有している。非伝統的安全保障の時代は、国家よりも、地方自治体や NGO・NPO の国際地域的ネットワークの方が重視されなければなるまい。

国家中心時代の終焉

一方で、科学技術の発達は、活発な経済活動を可能にして生産と同時に一国規模では解決しえない環境問題を輩出している。他方で、その解決に当たろうとすれば、技術やノウハウは中央政府よりも地方政府や企業に蓄積されており、その助けを借りざるを得ない。環境問題はほんのその一例に過ぎない。国家は、社会単位としての妥当性を上下から引き裂かれつつある。

何から何を守るのか、分析する社会単位によって異なる。汚染された大気、病原菌は難なく国境を超える。一か国でも規制しない国があると国際地域全体が被害をこうむる。中国が激しく大気を汚染して、それが偏西風に乗ってやってきて自然破壊や国民の健康を害していく様子を日本も韓国も手をこまねいてみている以外に施すすべがない。報告者が居住する日本海側の美しい松の防砂林は、目に見える勢いで年々枯渇している。原因はすべて中国の野放図な経済活動に他ならない。SARs の発生を政府が先頭に立って隠蔽したり、腐敗した鶏肉をそれと知りつつ加工して出荷したりする国を、非文明的な野蛮国だとは思っても、誰も礼教に基づいた文化・文明の中心とか「グローバルな舞台に立つ大国だ」とは決して思わない。国家の枢要な地位を占める人びとが、権威をたてに巨額の賄賂を要求することが慣習化した現象を、それによってどれほど社会運営が円滑に行われ経済発展して国民が潤ったとしても、アジア的価値の一端とは思いたくない。

	伝染病	食料・健康問題	環境問題
積極的貢献	国際協力	国際支援	国際協力
消極的貢献	水際作戦	備蓄・予防医学	制度設計

世界全体の大きな潮流では、国家アクターの地位が低下しつつあるのが、東北アジア地域では、中央集権体制の伝統とともに未だに国家アクターの力は相対的に強い。しかし、21世紀の今日にあっても、この地域には、地域各国をすべて包含する国家アクターからなるアンブレラ組織は存在しない。UNDP が主導した「図們江地域開発計画」(The Tumen River Area Development Program : TRADP) には、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、モンゴ

ルが加盟していたが、日本は再度の加盟要請を受けながらオブザーバーにとどまっていた。2005年にGTI(Greater Tumen Initiative)に衣替えする前後から、新潟と米子が運輸関係の会議のホスト都市を務めただけである⁽²¹⁾。

国家に対して、地方自治体の一例を挙げれば、北東アジア地域自治体連合(The Association of North East Asia Regional Governments)は、着々と成果を挙げている⁽²²⁾。韓国慶尚北道浦項市に常設事務局を設置し、以下のような常設分科委員会を置いている。かっこ内は、委員会のコーディネーター自治体を示す。3つのグループに分かれ、Group I は、経済・人文交流分科委員会(韓国、慶尚北道)、農業分科委員会(韓国、全羅南道)、海洋・漁業分科委員会(中国、山東省)、鉱物資源開発分科委員会(ロシア、マガダン州)、国境地区協力分科委員会(ロシア、イルクーツク州)、Group II は、科学技術分科委員会(韓国、京畿道)、生命医療産業分科委員会(韓国、忠清北道)、エネルギー・気候変動分科委員会(韓国、大邱広域市)、環境分科委員会(日本、富山県)、防災分科委員会(日本、兵庫県)である。Group III は、教育・文化交流分科委員会(日本、島根県)、女性・児童分科委員会(モンゴル、ドルノド県)、観光分科委員会(中国、河南省)、スポーツ分科委員会(ロシア、サハ共和国)である。

「1996年9月、中国、日本、韓国、ロシアの北東アジア地域4カ国29の広域自治体首長が韓国慶尚北道で一堂に会し、互惠・平等の精神に基づき、相互の交流協力を増進させ、地域の共同発展と世界平和へ寄与するために創設された国際機構である。北東アジア地域の共同繁栄を基本理念とする連合憲章の採択以降、経済通商、教育・文化交流、環境、防災、国境地区協力、科学技術、海洋漁業、観光、鉱物資源開発・調整、エネルギー・気候変動、女性・児童など、様々な分野における幅広い交流協力事業を展開してきた。2010年10月、韓国京畿道第8回総会後には、6カ国70会員自治体に拡大し、名実共に北東アジア地域の代表的な地方外交協力体として成長している」。「北東アジア地域の共同発展及び交流・協力のため、6カ国の広域自治体(州、省、道、県、広域市など)を会員とする地方協力機構です。1996年のNEAR創設以来、中国、日本、韓国、モンゴル、北朝鮮、ロシアの71の広域自治体を会員とし、2兆9千億ドルの地域内総生産及び4億4600万人の人口を擁して」いる。(2013年度版同ブロッシャー参照)

国家のアンブレラ組織なしでこれだけの自治体連合が登場したのは驚きというほかない。しかし、この前身となる地域国際会議が3回開催されたり、また、長い伝統を有する日本海沿岸日ロ(ソ)市長会議などの尽力の蓄積があったりしたことは強調しておかなければなるまい

おわりに

世界の国際関係論、国際政治学の学界においては、もはや国土防衛や独立維持のための手段として軍事力だけが妥当するのではないことは常識となっている。しかし、現実政治の上では、東北アジアに顕著なように、未だに勢力均衡論などの2世紀も3世紀も以前にピーク

を迎えた論理が幅を利かせている事実も認めざるを得ない。論理的なことには退屈な説明が必要であり、驚異を煽るだけの単純なキャッチコピーは、説明抜きに頭に入るからでもある。

1970年代の石油危機を発端として、資源有限論とともに、東西問題（冷戦）よりも、南北問題が注目を浴びる時期が続いた。この間、世界は冷戦思考から解き放たれたかというところではない。東西問題が背景に退き南北問題が前景に登場した時期にも世界レベルでの「軍備蓄積」競争は、深く静かにより実質的に進行した。制度レベルでも、軍部独裁、権威主義体制が、あたかも能率的に経済開発を遂行する唯一の解答であるかのごとく世界中に拡大拡散した。日本の経済援助がドーナツ型軍拡と呼ばれ、日本は軍国主義化しないが、その周辺国を日本の経済援助で権威主義体制のまま支えていく構造ができた時代のことである。むしろアメリカは日本が経済援助を肩代わりして身軽になった分だけ、無償兵器供与など軍事面での援助を展開しえた。その結果、アフリカなどでは、米ソ（ロ）中3か国それぞれの紐がついた勢力が三つ巴の争いを展開し、その残滓がいまだにアフリカ大陸を不安定にしている。もはや、この地球上のどの地域にあっても軍事力優先主義は、対外政策、地域秩序構築においても、時代遅れで合理性を欠く思考として捨て去るべきであろう。

しかも時代は伝統的安全保障から非伝統的安全保障へと重点を移行しつつある。膨大な予算を軍事力に費やす余裕があるならば、地域災害センター、環境生態系保護センター、国際犯罪予防センターなどで地域国際協力の実績を積む選択肢にかけたほうが、より安全保障能力は高まるといえないだろうか。

オランダのヘーグで開催された IULA(International Union of Local Authorities: 国際自治体協会)の総会に、当時の国連事務総長ブートロス・ブートロス＝ガリ (Boutros Boutros-Ghali, 1922 -) が「世界は地方自治体から構成される」というメッセージを送ったのは、すでに20年も以前の1995年であった⁽²³⁾。EUが実施する EUREGIO、Interreg に見られるように、地方自治体という住民にとって最も近い行政組織は国際行為体と認知されて久しい。同時に、EU、ASEAN、AU、NAFTA、Mercosur などの地域的組織の活性化によって、国家は、Supra state actors によって上からの張力にも晒されている。いつまでも地方自治体単位で遂行される国際連携や国際共同体の構築にいちいち中央政府が首を突っ込む時代は去りつつある。このように上下双方からの張力によって股裂き状態にある国家はもはや国際社会の行為体としても one of them でしかない。先に挙げた地域災害センター、環境生態系保護センター、国際犯罪予防センターなどは、その解決方法のノウハウを有する地方自治体や時によっては NGO が、直接、設立・運営したほうが、国家が行うよりも成果を挙げる可能性が高いだろう。安心、安全、信頼を強化する多層間の信頼醸成を追及しなければならない。逆に言えば、安全・安心・信頼を裏切る行為があってはならない。

しかし、東北アジア地域では、どこも地方気質やバラエティに富んだ地方性があるにもかかわらず、地方自治は発展してこなかった。江戸300年に亘って200数十の藩に分かれ

農民の移動の自由すら奪って成立していた藩「自治」は、明治維新後に徐々に中央政府に人事権や財政権を奪われるにしたがって自治性を失っていった。色濃い地方性に満ちた韓国でも地方自治法は1949年以来発布されているにもかかわらず、つい先ごろまで軍政等により実施が中断されていた地方議員（基礎議会（市・郡・自治区）1991年3月、広域議会（直轄市・道）1991年6月）、道知事などの自治団体長（1995年）の直接選挙は行われなかった。中国は、その規模からいっても各省を地方と呼ぶには語弊がある。有史以来中国の政治は中央権力をめぐる争いだったのだから、中央集権こそ政治原理の鉄則であり、その貫徹こそ政治の目標であったのだから、いきなりそこに地方自治を求めるのは無理というものであろう。

それにしてもこの地域には、Asian Paradox という不本意な名称が付与されて久しい。It's called the 'Asian Paradox' - as economic interdependence rises in the region, the number of conflicts hasn't gone down. ⁽²⁴⁾ しかし、欠点や障害は取り除いていかなければ、正しい方向には進まないのは、明白である。くい返しになるが、国家下位行為体が地道に創り出している対環境政策の協力、自然災害への支援、異文化理解などの努力を重視していくことが、現段階では、この地域に求められているであろう。

End notes

- 1) Sugata Dasgupta. "Peacelessness and Maldevelopment: A new theme for peace research in developing nations," in *International Peace Research Association, Proceedings of International Peace Research Association Second International Conference*, ASSE, Van Gorcum, 1968, Vol. II, pp. 20-21.
- 2) 石津朋之、『戦争学原論』筑摩書房、129-130頁、134-139頁、特に138頁「実際、今日の平和学の研究動向を見ると、どうしても、『一体、戦争はどこに行ってしまったのか』との疑問を抱かざるを得ない」。138頁、2013年）
- 3) Galtung の structural violence については、Johan Galtung, "Violence, Peace, and Peace research," *Journal of Peace Research*, VI-3, 1969, pp. 167-191. cultural violence については、"Cultural Violence," *Journal of Peace Research August*, 1990 XXVII-3 pp. 291-305,
- 4) See, Azar Gat, "War in Human Civilization" (Oxford University Press, 2006). Azar Gat は、戦争研究者であるが、本書は、「文化人類学者たちの戦争研究」の成果や論争を駆使している。邦訳は、石津朋之・永末聡・山本文史監訳、歴史と戦争研究会訳『文明と戦争』上下、中央公論社、2012年。
- 5) UNESCO The Seville Statement on Violence, 以下のHPで、英文原文、邦訳共々参照できる。

<http://homepage2.nifty.com/1234567890987654321/Seville-Statement.html>

- 6) Asian Values については、主として以下を参照。
 Andrew Sheng, “Can Asians think?: Still a relevant question,” *The Korean Herald*, Published : 2014-05-13 20:40, Updated : 2014-05-13 20:40, <http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20140513001473>, 20140524 accessed.
- Dongsuk Kim, “Economic Development and Political Human Rights in East Asia,” <http://www.creighton.edu/fileadmin/user/CCAS/departments/PoliticalScience/MVJ/docs/kim.pdf#search='Human+Rights+in+East+Asia'>, This article very well examined various ideas including Asian thoughts concerning democratic conditions according to stage of economic development. 20140707 accessed.
- 7) A. ラポポート著（関寛治編訳）『現代の戦争と平和の理論』岩波新書725, 1969年、主に、「訳者まえがき」i-xii頁、本文1-22頁参照。
- 8) Anatol Rapoport, *Conflict in Man-made Environment*, Harmondsworth, Penguin Books, 1974, p.240.
- 9) Lewis Fry Richardson, *Arms and Insecurity*, (Pittsburgh, Boxwood Press: 1960), *Statistics of Deadly Quarrels*, (originally private microfilm: 1950, later at The University of Chicago Press).
- 10) Kenneth E. Boulding, *Conflict and Defence: A General Theory*, (Harper & Bros., 1962. 内田忠夫・衛藤藩吉訳『紛争の一般理論』、ダイヤモンド社、1971年)。無条件的生存可能性の喪失、国家の非浸透性の崩壊をあわせて、高柳先男は、これをハーツ=ボールディング・シェーマと名付けた。「ハーツ=ボールディング・シェーマの形成--国際政治における<変動>認識の基礎的前提」『法学新報』75(3), 19-59頁, (中央大学法学会1968-03)。
- 11) UAM : 64年3月、解体して経済協力機構(UAMCE)へ転身
- 12) <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19490404.TIJ.html> 参照>
- 13) ASEAN Summit:1976年バリ島が最初。1992年の第4回シンガポール首脳会議で、3年毎の公式首脳会議とそれ以外の年の非公式首脳会議が開催されることが決定され（シンガポール宣言）、1995年以降毎年開催されている。公式・非公式の区別は2002年に入って廃止された。初の国防相会議は、2006年5月クアラルンプールで開催された。
- 14) <http://www.asean.org/archive/19247.pdf>.
- 15) <<http://www.asean.org/news/asean-statement-communicues/item/asean-human-rights-declaration>>

16) 20条2項 Where consensus cannot be achieved, the ASEAN Summit may decide how a specific decision can be made.

17) MSN 産経ニュース 20140803 accessed <
<http://sankei.jp.msn.com/world/news/140509/chn14050921040014-n1.htm>>
「中国は大国、小国が侵害」と中国紙社説 一線越えるな、とベトナム威嚇
2014.5.9 21:04

9日付の中国共産党機関紙、人民日報系の環球時報は社説で、南シナ海でのベトナム、フィリピンとの対立について「中国はグローバルな舞台に立つ大国だ」とした上で「小国が勝手に中国の権利を侵害するならこの舞台に立ち続けることができない」と主張した。

「大国」として「小国」の妨害を見過ごせない、との考えを示したものとみられる。

社説はベトナムに対して「中国の許容できない一線をはっきり見てほしい」と威嚇した。また、ベトナムとの海上衝突も、フィリピンによる漁船員拘束も「すべてオバマ米大統領歴訪後に起きた」と述べ、米国や日本が南シナ海問題に介入し、関係国を唆している、との見方を示した。(共同)

関連記事 < <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140614-00000006-xinhua-cn> >
Yahoo ニュース 国際

ベトナム漁船問題、「大国も小国も平等、ベトナムは理不尽に騒ぎたてるべきでない」
—中国外交部 XINHUA.JP 2014年6月14日(土)15時15分配信

中国外交部の華春瑩報道官は12日の記者会見で、ベトナム漁船1隻が北部湾(トンキン湾)で中国船に衝突され、沈没したとの報道について、「調査の結果、そのようなことは起きていないことが分かった。ベトナムの一部メディアのでっち上げで、下心があるものだ」と述べた。また、ベトナムに対して、「小国も理不尽に騒ぎ立てるべきではない」と批判した。京華時報が13日伝えた。華報道官はベトナムとの問題にからみ、「中国はもう35年も、『ベトナムという小国が中国を攻撃している』と宣伝しているが、こうした宣伝は変えるべきではないか」との質問を受けた。

これに対して華報道官は「中国は国際関係の中で一貫して、『大国も小国も平等であり、平和共存の五原則を守る必要がある』と訴えてきた。われわれは大国が小国をいじめることに反対する。同時に、小国も理不尽に騒ぎ立てるべきではない」と指摘。その上で、「それぞれが互いを尊重し、平等に向き合って協力関係を発展させていくべきであり、これが当事国、また地域、世界にとって有利なこととなる」と述べた。(編集翻訳 恩田有紀)

共同通信 China Watch 2014年5月12日 3頁

◎ 「小国が侵害」と中国紙＝一線越えるな、と威嚇 【北京共同】 9日付の中国共産党機関紙、人民日報系の環球時報は社説 で、南シナ海でのベトナム、フィリピンとの対立について「中国はグローバルな舞台に立つ大国だ」とした上で「小国が勝手に中国の権利を侵害するならこの舞台に立ち続けることができない」と主張した。「大国」として「小国」の妨害を見過ごせない、との考えを示したものとみられる。社説はベトナムに対して「中国の許容できない一線をはっきり見てほしい」と威嚇した。また、ベトナムとの海上衝突も、フィリピンによる漁船員拘束も「すべてオバマ米大統領歴訪後に起きた」と述べ、米国や日本が南シナ海問題に介入し、関係国を唆している、との見方を示した。

なお、日中間の「人気」度調査についての南シナ海での影響については、Bruce Stokes, “Japan, China neck and neck in Asian popularity contest,” *Nikkei Asian Review*, <http://asia.nikkei.com/magazine/20140717-The-victor-s-dilemma/Viewpoints/Bruce-Stokes-Japan-China-neck-and-neck-in-Asian-popularity-contest> July 17, 2014 12:00 am JST:を参照。

- 1 8) 西嶋定生「六-八世紀の東アジア」『岩波講座日本歴史 2』（岩波書店、1962年）、229-278 頁、参照。
- 1 9) See, Dieter Senghaas: *Studies Institute for Intercultural and International Pioneer of Peace and Development Research, Springer Briefs on Pioneers in Science and Practice*, Springer Heidelberg New York Dordrecht London, e-Book edition, 2013, volume. 6, pp.44-47, cf. Senghaas, Dieter, “Arms Race by Arms Control”, *Bulletin of Peace Proposals*, vol.4, no.4 (1973): 359-374.
- 2 0) ◎中国、航空戦力を増強＝新型戦闘機も開発 日本の優位逆転も

「中国軍が次世代戦闘機の開発や購入を加速させている。日本政府の進める次期主力戦闘機「F 3 5」導入を意識しており、沖縄県・尖閣諸島をめぐる対立する日中の航空戦力は、日本のF 3 5本格配備のめどがはっきりしない中、2018年ごろまでに逆転する可能性も出てきた。

軍事筋によると、中国の軍系航空機メーカー「瀋陽飛機」は「殲16」と呼ばれる新型の戦闘機の開発に成功。ロシア製の最新鋭戦闘機「スホイ35」に近い能力を持つとされる。既に24機を海軍航空部隊に配備し始め、18年までにさらに100機増やす。今年初め、中国系のネット上で殲16の画像が出回った。中国は昨年3月、ロシアからスホイ35を24機購入する契約も結んだ。スホイ35を追加発注するとの情報もある。香港の中国系月刊誌「鏡報」（ここまでp.20）は航空戦力強化の理由について「日本のF 3 5導入が中国軍

に大きな脅威となっている」と指摘した。F35は最新鋭の「第5世代戦闘機」。これに対し、スホイ35や殲16はレーダーなどに捕捉されにくいステルス性で劣るため「4・5世代」と位置づけられるが、搭載可能なミサイル数や航続距離ではF35に勝るといふ。

中国はステルス性に優れた「殲20」も開発中。

航空自衛隊によると日本のF35は17年度、青森県三沢基地に最初の2機を配備。18年度までに計10機を計画しているが、それ以降は「まだ不明」。開発の遅れも指摘されており、導入予定の42機全てが配備される時期のめどはたっていない。現状での航空戦力比較では日本が優位とされる。だが、軍事ジャーナリストの清谷信一氏は「日本のF35は本格配備の時期がはっきりしない。中国の次世代機配備が先に完了すれば日本が航空優勢を失う恐れがある」と指摘。あとは日米同盟による米軍の「後ろ盾」が頼りとなる。中国軍の戦闘機の能力や配備には不明な点が多い。ただ鏡報は、量的にも時間的にも中国軍が優位で尖閣諸島で有事が起きても「勝敗は一目瞭然」としている。（共同＝塩沢英一） p.21。（株）共同通信社国際資料室、*China Watch* 2014年5月12日号、pp.20-21。Pdf版 2014年5月12日閲覧。

関連記事<

<http://japanese.joins.com/article/607/185607.html?servcode=A00§code=A00>>

中露、5600字の共同声明…日米に対抗し事実上の同盟宣言（1）2014年05月22日08時24分 [© 中央日報/中央日報日本語版]

20日夜、上海で開かれたアジア信頼醸成措置会議（CICA）首脳会議の夕食会会場。参加した46カ国と国際団体指導者の目が1カ所に集中した。食卓の上に広げられた34メートルのシルクの帯。ラクダや万里の長城が描かれたこの黄色いシルクは、中国の習近平国家主席が唱えた「シルクロード経済圏」を意味した。北方と海上シルクロード経済圏を構築し、アジア地域の協力を強化し、これを新しい領域内の安保体制へと発展させるという中国の布石だ。その中でも核心はロシアだ。

習主席は20日、プーチン露大統領との首脳会談で、シルクロード経済圏の意味を説明し、北東アジアの新しい領域内の秩序誕生を知らせる共同声明を引き出した。米国と日本の同盟に単独で対抗してきた中国がロシアと連合する新しい北東アジアの秩序だ。

両首脳が会ったのは昨年3月の習主席の就任後7回目となる。会談後に発表

した声明は25項目・5600字にのぼる。声明内容は「同盟」宣言と変わらない。

まず両国が内政干渉に反対し、一方的な制裁政策と他国の憲法秩序変更活動支援を中断すべきだという内容が関心を引く。中国の領土紛争とウクライナ事態に対する米国の介入を放置しないという示唆だ。日本の憲法改正を通じた再武装に前向きな立場を見せた米国に対する警告の意味もある。

日本に対しては戦後の秩序を破壊するなということだ。声明は「両国は来年、反ファシスト戦争および中国人民の抗日戦争勝利70周年記念行事を共同で行うことにし、(日本の)戦後国際秩序破壊を容認しない」と警告した。

インターネット安全問題にも言及したが、これは最近米国が中国現役将校5人をハッキング容疑で起訴したことへの共同対応を予告したとみられる。

声明はエネルギーに続きインターネットと先端技術分野でもパートナー関係が構築されたことを伝えた。エネルギー分野で、ロシアは2018年から30年間、中国に年間380億立方メートルの天然ガスを供給することにした。これは中国の消費量の23%、露ガスプロムの輸出量の16%にのぼる数値。契約規模は4000億ドルにのぼると、海外メディアは伝えた。またロシアは700億ドルを投資し、東部地域の天然ガスを中国に輸出するための新しいパイプラインを建設することにした。

<

<http://japanese.joins.com/article/608/185608.html?servcode=A00§code=A00>>

中露、5600字の共同声明…日米に対抗し事実上の同盟宣言(2)

2014年05月22日08時26分 [© 中央日報/中央日報日本語版]

両国は米国と欧州が掌握している大型旅客機分野にも進出し、共同生産を行うことにした。環球時報は21日、ロシアが中国への販売を避けてきた最先端戦闘機Su(スホイ)ー35S取引契約も妥結する可能性が大きい、と伝えた。中国は24機のSuー35Sを導入し、現在開発中の第5世代ステルス戦闘機の殲20(Jー20)とJー31の戦力化が終わるまでの空白期を埋めようと構想している。しかしロシアは中国の軍事力増強と技術流出を懸念し、販売を数年間先延ばしした。ロシアのMiー26中型輸送ヘリコプターの中国国内生産も議論中という。すべて同盟関係であってこそ可能なことだ。(下線報告者)

このほか、声明は▼2015年までに両国貿易額1000億ドル達成▼貿易・投資・宇宙航空・旅行・インフラ建設・電力・自動車分野などでの協力などを盛り込んでいる。

今回の共同声明が注目されるもう一つの理由は、ほとんどの項目で「望む」ではなく「必須」と書かれている点だ。常套的な声明ではなく、両国協力を具体的

に強制しているということだ。華東師範大の楊成ロシア研究所副主任は「中露間で領域内情勢を広範囲かつ具体的に記述し、共同対応に関して立場を明らかにした声明は初めてであり、これは今後の領域内の秩序に大きな変化を予告している」と分析した。

中露の前例ない密着は、両国ともに米国と対立している国際情勢とかみ合っている。中国は尖閣諸島（中国名・釣魚島）と南中国海（南シナ海）石油ボーリングをめぐり、それぞれ日本およびベトナムと紛争しているが、米国の介入を懸念している。また、ロシアはクリミア半島合併をめぐり米国など西側世界の制裁を受けている。

一方、プーチン大統領は20日、江沢民元主席に会い、「両国間にはいかなる矛盾も存在せず、決心すれば実現できる計画が多い」と述べた。中国の政治評論家の穆可氏は「中露は現在、米国を相手に戦う共同運命体に置かれていて、同盟関係を構築して米国主導の国際秩序を崩そうとしている。習主席とプーチンの強力なリーダーシップを考慮すれば、今後10年間、北東アジアで新たな国際秩序再編をめぐる緊張が続くだろう」と予想した。

- 2 1) 大図們江イニシアティブ後の図們江開発については、次を参照。三村光弘「2007年UNDP大図們江イニシアティブ「ビジネスフォーラム」」『ERINA REPORT』vol. 80 (2008.3) 54~56頁。
- 2 2) NEARについては以下を参照。中山賢司『東北アジア・サブリージョンにおける内発的越境ガバナンス』（早稲田大学博士学位論文、2014年）。本論文は、NEARについての我が国では唯一のまとまった研究である。
- 2 3) IULA, *Local Challenge to Global Change*, 1995. あわせて、当時の雰囲気については、拙稿「自治体の国際協力」松下圭一、西尾勝、新藤宗幸編『岩波講座自治体の構想3 政策』（岩波書店、2002年）215~240頁。
- 2 4) Lee Sook-Jong, “Future Direction of Northeast Asia Peace and Cooperation Initiative: Maritime Disputes and South Korea’s Trustpolitik” *EAI Commentary* No.31, by the East-Asia Institute based in South Korea, on 20 November 2013, p.1. 『中央日報』などから「偏食外交」と揶揄されている現外交部長官（外務大臣）尹炳世の表現では、’ But Northeast Asia is now suffering from the “Asia Paradox,” where deepening economic interdependency is overshadowed by heightening political and security discord.’ H.E. Yun Byung-se, “History Returns With A Vengeance to Northeast Asia” http://www.huffingtonpost.com/he-yun-byungse/northeast-asia-history_b_5192463.html, Posted: 04/22/2014 4:41 pm EDT Updated: 06/22/2014 5:59 am EDT, 20140710 accessed. 確かにこの論文では、朴政権の打ち出した trustpolitik について高々と理念を掲げ

ているが、たとえば、’ Learning from the previous history, we have been able to make the right choices. Now, we will put in efforts to secure as many good partners as possible for this journey. We already have a strong network of partnerships. First and foremost, the rock-solid Korea-U.S. alliance, ever deepening strategic partnership with China and Russia, upgraded relationship with ASEAN, EU, and India, and a special cooperation from Germany for reunification. In this regard, the planned visits by President Obama and President Xi Jinping to Korea will mark another milestone in our efforts to bring peace and stability in the Korean Peninsula and in Northeast Asia. This series of bilateral diplomacy is now backed up by regional diplomacy as well as global diplomacy.’ (下線部報告者)というように日本は、外交の対象としても認知されていない。むしろ本文に引用した Lee Sook-Jong 論文のほうが、Trustpolitik を理念とし、the Northeast Asian Peace and Cooperation Initiative を具体策として位置付け、環境、自然災害、サイバー・セキュリティなどから始めて、貿易など経済的相互依存の分野で平和が好ましいことを認識させ、その上で、海洋資源問題や領土問題に進むよう信頼醸成を積み上げるべきだと主張する点で現実性を持っており、報告者と意見が合致した。

主要参考文献

On Asian Values and Human Rights

Alan Sussman, “Why Human Rights Are Called Human Rights,” *Ethics and International Affairs*, June 12, 2014, <http://www.ethicsandinternationalaffairs.org/2014/why-human-rights-are-called-human-rights/>, 20140704 accessed.

Dongsuk Kim, “Economic Development and Political Human Rights in East Asia,” <http://www.creighton.edu/fileadmin/user/CCAS/departments/PoliticalScience/MVJ/docs/kim.pdf#search='Human+Rights+in+East+Asia'>, This article very well examined various ideas including Asian thoughts concerning democratic conditions according to stage of economic development. 20140707 accessed.

The Nay 18 Memorial Foundaionm, *State Violence and Human Rights in Asia*, (The Nay 18 Memorial Foundaionm)

On World Trend and Streams

邦文文献

五十嵐誠一『民主化と市民社会の新地平：フィリピン政治のダイナミズム』（早稲田大学出版部、2011年）

宇沢弘文『経済学は人びとを幸せにできるか』（東洋経済新報社、2013年）

臼井陽一郎・佐藤義明・須網隆夫・中村民雄共著『東アジア共同体憲章案—実現可能な未来をひらく論議のために』（昭和堂、2008年）

臼井陽一郎『環境のEU、規範の政治』（ナカニシヤ出版、2013年）

大津浩「国民主権と「対話」する地方自治」杉田敦編著『岩波講座 憲法3 ネーションと市民』（岩波書店、2007年）

大津浩編著『自治体外交の挑戦』（有信堂、1994年）

大西広『中国の少数民族問題と経済格差』（京都大学学術出版会、2012年）

小川雄平『東アジア地中海経済圏』（九州大学出版会、2006年）

小川雄平『東アジア地中海の時代』（明石書店、2004年）

鹿島正裕、編著『国際学への扉—異文化との共生に向けて』（風行社、2008年）

川本忠雄『東アジア統合という思想』（文眞堂、2013年）。

柑本英雄『EU地域空間再編成とサブリージョン：越層する非国家領域的行為体とクロススケールガバナンスの視座からの分析』（早稲田大学博士学位論文、2010年）

坂田幹雄『開発経済論の検証』（国際書院、2011年）

佐藤幸男「日中対話の新たな可能性をめざして：歴史・記憶との共生」『東アジア「共生」学創成の学際的融合研究』（富山大学、2013年）

佐渡友哲「自治体ネットワークの連携」進藤榮一、平川均 編（国際アジア共同体学会）『東アジア共同体を設計する』（日本評論社、2006年）

澁谷武『葉葉協生論』（文芸社、2008年）

進藤榮一『東アジア共同体をどうつくるか』（ちくま書房、2006年）

高橋和・秋葉 まり子(共著)『EU 統合の流れの中で東欧はどう変わったか—政治と経済のミクロ分析』（弘前大学出版会、2011年）

趙景達『植民地朝鮮と日本』（岩波書店、2013年）

中村慎吾・多賀秀敏・柑本英雄編著『サブ・リージョンから読み解くEU・東アジア共同体：欧州北海地域と北東アジアの越境広域グランドデザイン比較』（弘前大学出版会、2006年）

中山賢司『東北アジア・サブリージョンにおける内発的越境ガバナンス』（早稲田大学博士学位論文、2014年）

根本敬『物語 ビルマの歴史：王朝時代から現代まで』（中央公論社、2014年）

林亮「アジア共通安全保障共同体構築」進藤榮一,平川均 編 (国際アジア共同体学会)
『東アジア共同体を設計する』(日本評論社、2006年)
堀内賢志『ロシア極東地域の国際協力と地方政府：中央・地方関係からの分析』(国際書院, 2008年)
森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学：リージョナリズムの空間論的分析』(国際書院, 2012年)
森川裕二『東アジア地域空間の変動と形成：分裂と階層化のダイナミズム』(早稲田大学出版部, 2010年.)
山本武彦「市民社会の成熟と国際関係」山本武彦編著『市民社会の成熟と国際関係』(志學社、2014年) 1~11頁。
若月章「環日本海構想の歴史的変遷—「開発優先」型から「環境優先」型構想へ」日本海学推進機構編『日本海学の世紀8 総集編「日本海・過去から未来へ」』(角川学芸出版、2008年)

英文文献

Daron Acemoglu and James A. Robinson, *Why Nation Fall: The Origins of Power, Prosperity and Poverty*, Profile Books, 2012, paperback edition 2013. 邦訳は、鬼沢忍訳『国家はなぜ衰退するのか：権力・繁栄・貧困の起源』上下(早川書房、2013年)。

Jared Diamond, *The World Until Yesterday: What Can We Learn from Traditional Societies?*, Penguin Books, 2012.

Jared Diamond, *Guns, Germs and Steel: The Fate of Human Societies*, W. W. Norton and company, paperback eds. 1999 esp. see pp.409-419. 倉骨彰訳『銃・病原菌・鉄：1万3000年にわたる人類史の謎』上下 文庫本版(草思社、2012年)。なお訳書は、1997年発行のハードカバー版をもとにしている。日本でも2000年にハードカバーで発行され、2012年に文庫本化がなされた。

Niall Ferguson, *Civilization: The Six Killer Apps of Western Power*, Penguin Books, 2011. 邦訳は、仙名紀『文明：西洋が覇権を取れた6つの真因』(勁草書房、2012年)があるが、これは、アメリカ版に半年先駆けてイギリスで発行された版をもとにしている。ただし、subtitleは、イギリス版、*The West and the Rest*で、アメリカ版、*The Six Killer Apps of Western Power*だが、アメリカ版を採用している。

Niall Ferguson, *The Great Degeneration: How Institutions Decay and Economies Die*, Penguin Books, 2012. 邦訳は、櫻井祐子訳『劣化国家』（東洋経済新報社、2013年）。

Niall Ferguson, Niall Ferguson: The Rule of Law and Its Enemies: 2012, *The Reith Lectures 2012*, BBC Radio 4. 1 Civil and Uncivil Societies: Niall Ferguson asks what constitutes a vibrant and independent civil society. First broadcast: 10 Jul 2012, 2 The Landscape of the Law: Niall Ferguson asks if different systems of law are key to economic success, First broadcast: 03 Jul 2012, 3 The Darwinian Economy: Niall Ferguson reflects on the causes and lessons of the global financial crisis, First broadcast: 26 Jun 2012, 4 The Human Hive: Niall Ferguson argues that institutions determine the success or failure of nations, First broadcast: 19 Jun 2012. The contents of this radio lectures published in the form of a book as *The Great Degeneration: How Institutions Decay and Economies Die*, The composition of the book and the Lectures are different f. e. the order of the Chapters and etc. The lectures are available at <http://www.bbc.co.uk/programmes/b01jms03>

Niall Ferguson, *The War of the World: Twentieth Century Conflict and the Descent of the West*, Penguin Books, 2006.